

# 第71期 定時株主総会招集ご通知

日時

2024年6月25日（火曜日）  
午前10時（受付開始午前9時）

場所

大阪府中央区難波五丁目1番60号  
なんばスカイオ  
7階コンベンションホール

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

目次

第71期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	35
連結計算書類	60
計算書類	62
監査報告書	64

証券コード 6418

2024年6月3日

(電子提供措置の開始日 2024年5月27日)

## 株主各位

大阪市浪速区難波中二丁目11番18号

**日本金銭機械株式会社**

代表取締役社長 上 東 洋次郎

## 第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認ください。

当社ウェブサイト <https://www.jcm-hq.co.jp/>



(当社ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただきをご確認ください。)

株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/6418/teiji/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセス後、「銘柄名(会社名)」に「日本金銭機械」を入力し検索、又は「コード」に当社証券コード「6418」を入力し検索していただき、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」の「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、本招集ご通知につきましては、書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、すべての株主様に対して送付することとしております。

また、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使いただけますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1	日時	2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場所	大阪市中央区難波五丁目1番60号 <b>なんばスカイオ 7階 コンベンションホール</b> (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3	目的事項	<p><b>報告事項</b> 1.第71期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第71期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件</p>

以上

## &lt;株主の皆様へのお願い&gt;

- ・当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使いただけますので、是非ご活用ください。
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

## &lt;当社の対応&gt;

- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
- ・当社は、本定時株主総会については、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
- ・お送りする書面には、電子提供措置事項のうち①事業報告（業務の適正を確保するための体制及び運用状況）②連結計算書類（連結株主資本等変動計算書、連結注記表）③計算書類（株主資本等変動計算書、個別注記表）を記載しておりません。
- ・本招集ご通知又は電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年6月25日(火曜日)  
午前10時  
(受付開始：午前9時)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)  
午後5時30分到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次頁のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

インターネット等及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。  
書面(郵送)により議決権行使をされた場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

## 議決権行使書用紙のご記入方法

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第2号議案及び第3号議案

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合：「否」の欄に○印

第1号議案及び第4号議案から第6号議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

※一部の候補者につき異なる意思表示をされる場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でPCやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条第2項を変更案第29条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります（変更箇所は下線部）。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金銭、有価証券の出納保管に関連する機械の製造ならびに販売。</li> <li>2. 経営事務、販売事務に関連する省力化機械の製造ならびに販売。</li> <li>3. 住宅産業、教育産業、健康産業、飲食レジャー産業に関連する諸機械、器具設備の製造販売と調査運営、リース活動。</li> <li>4. 不動産の賃貸ならびに管理。</li> <li>5. 事務用機器、金庫、家具の製造販売、設計施工。</li> <li>6. 遊技場の経営。</li> <li>7. パチスロ遊技機、パチンコ関連遊技機器等の製造、販売。</li> <li>8. 殺菌・防カビ・消臭用オゾン発生装置ならびに食品の鮮度保持用機器・加工用乾燥機の製造販売。</li> <li>9. 前各号に附帯する一切の業務。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金銭、有価証券の出納保管に関連する機械の製造ならびに販売</li> <li>2. 経営事務、販売事務に関連する省力化機械の製造ならびに販売</li> <li>3. 住宅産業、教育産業、健康産業、飲食レジャー産業に関連する諸機械、器具設備の製造販売と調査運営、リース活動</li> <li>4. 不動産の賃貸ならびに管理</li> <li>5. 事務用機器、金庫、家具の製造販売、設計施工</li> <li>6. 遊技場の経営</li> <li>7. パチスロ遊技機、パチンコ関連遊技機器等の製造、販売</li> <li>8. 殺菌・防カビ・消臭用オゾン発生装置ならびに食品の鮮度保持用機器・加工用乾燥機の製造販売</li> <li>9. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>

現行定款	変更案
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> </ol> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol>
<p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p>
<p>第6条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第12条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p>



現行定款	変更案
<p data-bbox="269 261 625 288">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="163 341 232 368">(員数)</p> <p data-bbox="148 379 700 406">第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p data-bbox="400 459 492 486">(新 設)</p> <p data-bbox="163 579 232 606">(選任)</p> <p data-bbox="148 616 730 686">第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="148 739 730 884">② 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="148 898 730 967">③ 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p data-bbox="879 261 1236 288">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="774 341 843 368">(員数)</p> <p data-bbox="759 379 1341 449">第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p data-bbox="759 459 1356 529">② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p data-bbox="774 579 843 606">(選任)</p> <p data-bbox="759 616 1341 727">第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="759 739 1158 766">② (現行どおり)</p> <p data-bbox="759 898 1158 925">③ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第21条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第22条 (条文省略)</p> <p>(招集通知) 第23条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知) 第23条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第24条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案につき議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、当該提案を可決する旨の取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(決議の省略)</p> <p>第25条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案につき議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第26条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="269 258 625 288"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p data-bbox="163 338 235 368"><u>(員数)</u></p> <p data-bbox="148 379 701 409"><u>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p data-bbox="163 459 235 489"><u>(選任)</u></p> <p data-bbox="148 500 731 568"><u>第30条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p data-bbox="148 579 731 727"><u>② 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="163 777 235 807"><u>(任期)</u></p> <p data-bbox="148 817 731 923"><u>第31条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="148 934 731 1002"><u>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p data-bbox="163 1052 311 1082"><u>(常勤監査役)</u></p> <p data-bbox="148 1093 731 1161"><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<p data-bbox="1010 258 1106 288">(削 除)</p> <p data-bbox="1010 338 1106 368">(削 除)</p> <p data-bbox="1010 459 1106 489">(削 除)</p> <p data-bbox="1010 777 1106 807">(削 除)</p> <p data-bbox="1010 1052 1106 1082">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(招集通知)</u>  <u>第33条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>  <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第34条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第35条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤監査等委員)</u>  <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>39</u>条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(招集通知)</p> <p>第<u>31</u>条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第<u>32</u>条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、<u>監査等委員会</u>において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>35</u>条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>



現行定款	変更案
<p data-bbox="368 258 523 288">第7章 計算</p> <p data-bbox="148 338 520 368">第40条～第43条 (条文省略)</p> <p data-bbox="399 417 492 447">(新 設)</p> <p data-bbox="399 458 492 488">(新 設)</p>	<p data-bbox="979 258 1134 288">第7章 計算</p> <p data-bbox="759 338 1155 368">第36条～第39条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="759 417 813 447">附則</p> <p data-bbox="774 458 1200 488"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="759 498 1351 725">第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>第71期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="759 736 1351 926">② <u>第71期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</u></p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者の指名にあたっては、公正性及び透明性を確保するため、独立社外取締役が委員長を務め、かつその委員の過半数を社外役員で構成する任意の指名報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会にて決定したものです。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当 (重要な兼職)	取締役会への出席率 (第71期)
1	再任 上東 洋次郎	代表取締役社長 (上東興産(株) 代表取締役)	100.0% (18回中18回)
2	再任 高垣 豪	常務取締役 上席執行役員 経営企画本部長	100.0% (18回中18回)
3	再任 井内 良洋	取締役 上席執行役員 グローバル統轄本部長 兼 営業管掌	100.0% (18回中18回)
4	再任 中谷 議人	取締役 上席執行役員 生産本部長 兼 生産管掌	100.0% (18回中18回)
5	再任 今井 崇智	取締役 上席執行役員 経営企画本部副本部長 グローバル統轄本部副本部長 グローバルファイナンス管掌 (JCM AMERICAN CORP. 代表取締役)	100% (14回中14回) 2023年6月27日就任以降
6	再任 社外 独立役員 吉川 興治	社外取締役 (弁護士(馬場法律事務所)、 NCS&A(株) 社外監査役)	100.0% (18回中18回)
7	再任 社外 独立役員 猿渡 辰彦	社外取締役 (株)ノリタケカンパニーリミテド 社外取締役【監査等委員】)	100.0% (18回中18回)

再任



候補者番号

1

かみ ひがし よう じ ろ う  
上 東 洋次郎

(1959年6月5日生)

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年10月 当社入社  
 1993年6月 当社取締役  
 1995年5月 当社取締役海外営業部長  
 2006年6月 当社取締役執行役員海外統轄本部長  
 2007年4月 当社代表取締役社長（現任）  
 2020年6月 JCMシステムズ(株)代表取締役

### ■ 重要な兼職の状況

上東興産(株) 代表取締役

### ■ 所有する当社の株式数

1,458,283株

### ■ 在任年数（本総会終結時）

31年

### ■ 取締役会への出席率（第71期）

100.0%（18/18回）

### 取締役候補者とした理由

上東 洋次郎氏は、海外子会社における経営経験を活かし、現在は代表取締役社長としてグローバルに展開する当社グループの経営に対して統率力を発揮して、果敢な経営判断と業務執行に対する監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

### 候補者と当社との間の特別の利害関係について

上東 洋次郎氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

### 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の50頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

2

たか がき つよし  
**高 垣 豪**

(1961年9月13日生)

再任

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1997年 8月 当社入社  
2007年 6月 当社執行役員管理本部副本部長  
2011年10月 当社上席執行役員人事総務企画本部長  
2013年 6月 当社取締役上席執行役員  
2013年12月 当社経営企画本部長（現任）  
2019年 6月 当社常務取締役上席執行役員（現任）

### ■ 所有する当社の株式数

8,300株

### ■ 在任年数（本総会終結時）

11年

### ■ 取締役会への出席率（第71期）

100.0%（18/18回）

### 取締役候補者とした理由

高垣 豪氏は、入社以来、総務・法務コンプライアンス・人事関連の業務に従事して当社グループの発展を支えた実績があり、また、現在は常務取締役として当該業務経験に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後その職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

### 候補者と当社との間の特別の利害関係について

高垣 豪氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

### 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の50頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

3

い うち よし ひろ  
井 内 良 洋

(1960年5月21日生)

再任

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

2004年 3月 当社入社  
 2007年 6月 当社執行役員海外統轄本部副本部長  
 2010年11月 JCM GOLD (H.K.) LTD.代表取締役  
 2016年 6月 当社上席執行役員生産本部担当  
 2018年 6月 当社取締役上席執行役員グローバル統轄本部長 (現任)  
 2019年 7月 当社営業管掌 (現任)

### ■ 所有する当社の株式数

14,600株

### ■ 在任年数 (本総会終結時)

6年

### ■ 取締役会への出席率 (第71期)

100.0% (18/18回)

### 取締役候補者とした理由

井内 良洋氏は、入社以来、主に海外での販売活動に従事し、さらに海外における生産を統轄する子会社の代表取締役を経て、現在は取締役としてグローバルな視点に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

### 候補者と当社との間の特別の利害関係について

井内 良洋氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

### 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の50頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

4

なか たに のり ひと  
中 谷 議 人

(1960年2月20日生)

再任

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1990年10月	当社入社
2007年6月	当社執行役員 S CM本部副本部長
2008年5月	当社技術本部副本部長
2010年11月	JCM CHINA CO.,LTD.代表取締役
2015年6月	当社ものづくり統轄本部生産担当
2016年6月	当社生産本部長
2017年6月	当社第2研究開発本部長
2018年6月	当社上席執行役員 JCMシステムズ(株)常務取締役
2019年6月	当社取締役上席執行役員 (現任)
2021年10月	当社生産管掌 (現任)
2022年1月	当社生産本部長 (現任)

### ■ 所有する当社の株式数

12,700株

### ■ 在任年数 (本総会最終時)

5年

### ■ 取締役会への出席率 (第71期)

100.0% (18/18回)

### 取締役候補者とした理由

中谷 議人氏は、入社以来、主に生産関連業務に従事し、さらに海外における生産を統轄する子会社の代表取締役を経て、現在は取締役として生産部門の責任者を務めるなど、当該業務経験に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

### 候補者と当社との間の特別の利害関係について

中谷 議人氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

### 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の50頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

再任



候補者番号

5

いま い たか とも  
今 井 崇 智

(1961年2月28日生)

## ■ 所有する当社の株式数

8,300株

## ■ 在任年数（本総会終結時）

1年

## ■ 取締役会への出席率（第71期）

100.0%（14/14回）

2023年6月27日就任以降

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 2001年 9月 当社入社  
 2011年10月 当社財務経理本部副本部長  
 2016年 7月 当社執行役員  
 経営企画本部副本部長（現任）  
 2018年 7月 当社上席執行役員  
 JCM AMERICAN CORP. 代表取締役（現任）  
 2023年 6月 当社取締役上席執行役員（現任）  
 当社グローバル統轄本部副本部長（現任）  
 当社グローバルファイナンス管掌（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

JCM AMERICAN CORP. 代表取締役

## 取締役候補者とした理由

今井 崇智氏は、入社以来、主に経理財務・海外子会社管理に関わる業務に従事し、さらに海外における販売子会社の代表取締役を務めるなど、当社グループに貢献した実績と経験を有しており、現在は取締役として今後の当社グループにおける海外展開をさらに活性化させるために、グローバルファイナンスの分野で当該業務に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

## 候補者と当社との間の特別の利害関係について

今井 崇智氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

## 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の50頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

6

よし かわ こう じ  
吉 川 興 治

(1950年2月8日生)

再任 社外 独立役員

- 所有する当社の株式数  
一株
- 在任年数（本総会終結時）  
10年
- 取締役会への出席率（第71期）  
100.0%（18/18回）

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1978年4月 検事任官（大阪地方検察庁）
- 2000年4月 大阪地方検察庁特別捜査部副部長
- 2004年4月 最高検察庁検事
- 2005年7月 大阪地方検察庁次席検事
- 2009年1月 神戸地方検察庁検事正
- 2010年1月 検事退官
- 2010年3月 弁護士登録
- 2014年6月 当社社外取締役（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

- 弁護士（馬場法律事務所）
- NCS & A(株) 社外監査役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉川 興治氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、米国カジノにおけるゲーミングライセンス対応をはじめ、コンプライアンス重視の経営を行う当社グループに対して、法曹としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的かつ適切なアドバイスを行うことを期待しており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性のさらなる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。

### 独立性について

当社は、吉川 興治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。

### 候補者と当社との間の特別の利害関係について

吉川 興治氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

### 責任限定契約について

当社は、吉川 興治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

### 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の50頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。





候補者番号

7

さる わたり たつ ひこ  
**猿 渡 辰 彦**

(1953年3月1日生)

再任 社外 独立役員

#### ■ 所有する当社の株式数

一株

#### ■ 在任年数（本総会最終時）

4年

#### ■ 取締役会への出席率（第71期）

100.0% (18/18回)

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1976年 4月 東陶機器(株)（現 TOTO(株)）入社
- 2001年 6月 同社取締役執行役員機器事業グループ長
- 2002年 6月 同社取締役常務執行役員機器事業グループ長兼中央技術センター所長
- 2006年 6月 同社取締役専務執行役員研究・技術グループ、経営企画部担当
- 2013年 5月 (株)井筒屋 社外監査役
- 2013年 6月 TOTO(株)代表取締役副社長
- 2016年 6月 (株)ノリタケカンパニーリミテド社外監査役
- 2020年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2023年 6月 (株)ノリタケカンパニーリミテド社外取締役〔監査等委員〕（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

(株)ノリタケカンパニーリミテド社外取締役〔監査等委員〕

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

猿渡 辰彦氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けた経営活動における助言・提言を行うことを期待しており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性のさらなる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。

### 独立性について

当社は、猿渡 辰彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。

### 候補者と当社との間の特別の利害関係について

猿渡 辰彦氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

### 責任限定契約について

当社は、猿渡 辰彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

### 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の50頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、各候補者の指名にあたっては、公正性及び透明性を確保するため、独立社外取締役が委員長を務め、かつその委員の過半数を社外役員で構成する任意の指名報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会にて決定したものです。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位、担当 (重要な兼職)	取締役会への出席率 (第71期)	監査役会への出席率 (第71期)
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">新任</div> <div style="text-align: center;"> <small>てら おか みち まさ</small>  <b>寺 岡 路 正</b> </div> </div>	常勤監査役	100.0% (18回中18回)	100.0% (15回中15回)
2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">新任</div> <div style="margin-right: 5px;">社外</div> <div style="margin-right: 5px;">独立役員</div> <div style="text-align: center;"> <small>さ とう よう こ</small>  <b>佐 藤 陽 子</b> </div> </div>	社外監査役 (公認会計士(公認会計士佐藤陽子事務所 所長)、トーカロ株式会社 社外取締役、 山陽電気鉄道株式会社 社外取締役)	100.0% (18回中18回)	100.0% (15回中15回)
3	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">新任</div> <div style="margin-right: 5px;">社外</div> <div style="margin-right: 5px;">独立役員</div> <div style="text-align: center;"> <small>よね くら ひろ き</small>  <b>米 倉 裕 樹</b> </div> </div>	(弁護士(弁護士法人北浜法律事務所)、 近畿弁護士会連合会理事)	—% (一回中一回)	—% (一回中一回)

新任



候補者番号

1

てら おか みち まさ  
寺 岡 路 正

(1960年5月17日生)

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1980年 6月 当社入社  
 2006年 6月 当社執行役員管理本部副本部長  
 2007年 6月 当社上席執行役員管理本部長  
 2014年 6月 JCMシステムズ株式会社常務取締役  
 2017年 6月 当社上席執行役員  
 当社経営企画本部国内関連事業統轄部長  
 2018年 6月 当社リスク管理統轄 兼 内部監査担当  
 2019年 6月 当社常勤監査役 (現任)

### ■ 所有する当社の株式数

42,731株

### ■ 在任年数 (本総会最終時)

5年 (常勤監査役)

### ■ 取締役会への出席率 (第71期)

100.0% (18/18回)

### ■ 監査役会への出席率 (第71期)

100.0% (15/15回)

### 監査等委員である取締役候補者とした理由

寺岡 路正氏は、入社以来、財務・経理を中心とした管理業務に長年にわたって従事し、当該業務に関する豊富な経験と実績を有しており、リスク管理や内部監査業務の責任者を務めるなど、当社グループ全体の業務内容に精通していることから、現在も常勤監査役として当該業務経験に基づく適切な監査を行っております。これらの知識・経験を活かすことで、今後は監査等委員である取締役として、業務執行に対する監査・監督機能の強化が期待されることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断し、同氏を新たに監査等委員である取締役候補者としております。

### 候補者と当社との間の特別の利害関係について

寺岡 路正氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

### 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の50頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

2

さとう ようこ  
佐藤 陽子

(1960年7月23日生)

新任 社外 独立役員

#### ■ 所有する当社の株式数

一株

#### ■ 在任年数（本総会終結時）

4年（社外監査役）

#### ■ 取締役会への出席率（第71期）

100.0%（18/18回）

#### ■ 監査役会への出席率（第71期）

100.0%（15/15回）

#### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1986年 9月 太田昭和監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）入所

1990年 3月 公認会計士登録

2011年 5月 新日本有限責任監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）シニア  
パートナー就任

2019年 6月 E Y 新日本有限責任監査法人 退所

2019年 9月 公認会計士佐藤陽子事務所所長（現任）

2020年 6月 当社社外監査役（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

公認会計士（公認会計士佐藤陽子事務所所長）

トーカロ株式会社 社外取締役

山陽電気鉄道株式会社 社外取締役

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤 陽子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識を有しており、現在も社外監査役として客観的・専門的な視点から取締役の業務執行に対する監査や適切な助言・提言等を行っております。これらの知識・経験を活かすことで、今後は業務執行に対する監査・監督機能の強化が期待されることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断し、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者としております。

#### 独立性について

当社は、佐藤 陽子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。

#### 候補者と当社との間の特別の利害関係について

佐藤 陽子氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

#### 責任限定契約について

当社は、佐藤 陽子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の選任が承認された場合は、改めて同様の内容の契約を締結する予定であります。

#### 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の50頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

3

よね くら ひろ き  
米 倉 裕 樹

(1969年7月2日生)

新任 社外 独立役員

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1999年 4月 弁護士登録  
 2006年 8月 弁護士法人北浜法律事務所入所  
 2007年 1月 ニューヨーク州弁護士登録  
 2009年 1月 弁護士法人北浜法律事務所パートナー弁護士（現任）  
 2010年 5月 税理士登録  
 2023年 4月 日本弁護士連合会理事  
 近畿弁護士会連合会常務理事  
 2024年 4月 近畿弁護士会連合会理事（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

弁護士（弁護士法人北浜法律事務所）  
 近畿弁護士会連合会理事

### ■ 所有する当社の株式数

-株

### ■ 在任年数（本総会終結時）

-年

### ■ 取締役会への出席率（第71期）

-%（-/一回）

### ■ 監査役会への出席率（第71期）

-%（-/一回）

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

米倉 裕樹氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての海外経験を含む豊富な知識を有しております。今後一層の海外展開を目指す当社にとって、これらの知識・経験に基づく会社経営の健全性の確保、強固なコンプライアンス体制の構築のための有益な指導・助言や、業務執行に対する監査・監督機能の強化が期待されることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断し、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者としております。

### 独立性について

当社は、米倉 裕樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定をしております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。

### 候補者と当社との間の特別の利害関係について

米倉 裕樹氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

### 責任限定契約について

当社は、米倉 裕樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定をしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

### 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の50頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 第2号議案・第3号議案が原案どおり承認可決された場合の役員構成

当社は、取締役の選任にあたり、当社グループの事業戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル・ノウハウ及び多様性等について、各候補者の経験や実績に基づき、指名報酬諮問委員会にて検証及び答申の上、選任しております。

取締役（候補者）のスキルマトリックス

氏名及び役職等		経	国	生	技	営	財	人	法
上東洋次郎		●	●		●	●			
高垣 豪	指名 評議	●					●	●	●
井内良洋	指名 評議	●	●	●	●	●			
中谷議人		●	●	●	●				
今井崇智		●	●			●	●		
吉川興治	社外 指名 評議								●
猿渡辰彦	社外 指名 評議	●			●			●	
寺岡路正	監	●				●	●		
佐藤陽子	監 社外 指名 評議	●					●		
米倉裕樹	監 社外 指名 評議		●				●		●

上記の役職等及びスキルの略称は以下のとおりであります。

(役職等)

監 監査等委員   
 社外 社外役員   
 指名 指名報酬諮問委員会   
 評議 社外役員評議会  
 (スキル)

経	経営経験・企業戦略	国	国際経験	生	生産・製造	技	技術・開発
営	営業 ・マーケティング	財	財務・会計 M&A	人	人事・労務 人材開発	法	法務 ・リスクマネジメント



(ご参考)

### 社外取締役の独立性判断基準

当社における社外取締役の独立性に関する基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、当該社外取締役は当社にとって十分な独立性を有するものとみなす。

1. 当社及び当社連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員及び使用人（監査役を除く。）をいう。以下同じ。）又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な販売先とする者（当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が当該グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な販売先（当社グループが製品又はサービスを提供している販売先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（直近事業年度における、役員報酬以外で、個人の場合は年間500万円、団体の場合は1200万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）を受けている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又は顧問（当該財産上の利益を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
6. 当社から一定額（過去3事業年度の平均で年間1000万円）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（直近事業年度末における借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
8. 当社グループの主要株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者）又は当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者
9. 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係）となる他の会社の業務執行者
10. 過去5年間に於いて、上記2から9に該当していた者
11. 上記1から10に該当する者（重要な地位にある者（取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに法律事務所に所属する者のうち弁護士、監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員その他同等の重要性を有すると客観的・合理的に判断される者）に限る。）の配偶者及び二親等内の親族
12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

なお、上記2から11までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、当社が独立性を有する社外取締役として相応しいと判断する場合は、判断する理由を示した上で、例外的に独立性を有する社外取締役候補者とする場合がある。

以上

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月24日開催の当社第68期定時株主総会において、年額180百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額270百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は、事業報告「(3)会社役員の状況 ④取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりですが、本総会終了後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨および報酬等の額について変更することを予定しております。

本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬および業績連動報酬を支給するものであり、当社の規模や役員構成、今後の事業展開等を総合的に勘案し設定したもので、独立社外取締役が委員長を務め、かつその委員の過半数を社外役員で構成する任意の指名報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会において決定していることから、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。



## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

**取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）  
に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件**

当社は、2019年6月26日開催の当社第66期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額70百万円以内、年100,000株以内で譲渡制限付株式報酬を支給することにつきご承認をいただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に、株価上昇及び企業価値の向上への貢献意欲を従来以上に高めるためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有する仕組みとして、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、対象取締役に對する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役に對して譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権の総額を、年額70百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として設定いたしたいと存じます。各対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

また、対象取締役に對しては、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式については発行又は処分を受けることとなり、本制度により当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年50,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利にならない範囲で取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役に對する間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が承認可決されました場合、対象取締役に對しては5名となります。

本議案に係る報酬決定は、本総会終結後の取締役会において変更予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に基づき譲渡制限付株式報酬を支給するものであり、独立社外取締役が委員長を務め、かつその委員の過半数を社外役員で構成する任意の指名報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会において決定していることから、相当であると判断しております。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間満了前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれも喪失した場合には、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれをも喪失した場合には譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

## 1 企業集団の現況

### (1) 当期の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、コロナ禍からの立ち直りにより社会経済活動の正常化が一層顕著となりました。一方で、長期化するロシア・ウクライナ紛争や中東情勢、世界的なインフレの長期化、各国の金融引き締め政策など経済の先行きには、絶えず注視していく必要があります。

当社グループの主力市場であるゲーミング市場においては、世界的な旅行需要の拡大を背景に、カジノホテル等での設備投資需要が旺盛になり、また国内外のコマーシャル市場においても、コロナ禍を期に主流となった非接触・非対面による代金決済のための各種製品の需要が一層活発化いたしました。

このような状況の下、ゲーミング市場においては当社製品への需要の増加に対する安定的な製品供給に努めるとともに、顧客ニーズに沿ったシステム製品等の様々な製品提案や、新製品の販売促進活動を含めた多角的なマーケティング活動を実施いたしました。海外コマーシャル市場においては、北中南米地域における新拠点を中心に、新製品の販路拡大を含めた現地代理店の拡充による事業拡大に資する営業活動や、各国・各市場にて異なる多様なニーズに応じた製品提案活動に注力いたしました。また、国内コマーシャル市場では訪日観光客の増加を背景とした流通・交通市場向けの顧客に対する紙幣還流ユニット等の主力製品の積極的な販売活動や、今後の市場シェア拡大に向けた新製品の開発に注力したことに加え、本年7月に予定されている紙幣の改刷に伴う需要喚起に努めました。

さらに、遊技場向機器市場ではスマート遊技機（特にスマートパチスロ）の普及拡大に伴い、パチンコホールでの積極的な設備投資が行われたことから、スマート遊技機の関連機器等における特に需要の高い製品の販売に注力いたしました。

以上に加え、前下半期から続いていた半導体等の部材供給不足の影響も、当下半期にはほぼ解消したことから、当期の売上高は、31,610百万円（前期比25.1%増）となりました。利益面においては売上高の増加に加えて、特にグローバルゲーミング及び遊技場向機器セグメントにおける収益性の高い製品の販売が増加したことや、部材供給不足の解消などに伴う利益率の向上により、営業利益は2,839百万円（前期比356.0%増）となりました。また、円安の進行に伴う為替差益の計上により、経常利益は3,568百万円（前期比181.5%増）、業績回復に伴う繰延税金資産の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は3,281百万円（前期比4.3%増）となりました。

なお、当期の平均為替レートは、米ドル141.20円（前期132.08円）、ユーロは153.20円（前期138.58円）で推移いたしました。また、決算期末の時価評価に適用する期末日為替レートは、米ドル151.42円（前期末133.54円）でありました。

セグメント別の売上高の状況については、以下のとおりであります。

区分	第70期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第71期（当期） 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	前期比増減額	同増減率
グローバルゲーミング	14,583 百万円	17,279 百万円	2,695 百万円	18.5 %
海外コマース	4,471	5,915	1,444	32.3
国内コマース	1,857	2,692	834	44.9
遊技場向機器	4,345	5,723	1,377	31.7
合計	25,258	31,610	6,351	25.1

## グローバルゲーミング

売上高  
構成比

54.7%



紙幣識別機ユニット  
I-VIZION

売上高 **17,279** 百万円

前期比 **18.5%増**

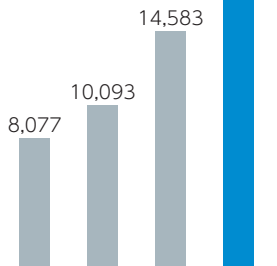
セグメント利益 **2,794** 百万円

前期比 **69.8%増**

### 売上高

(単位：百万円)

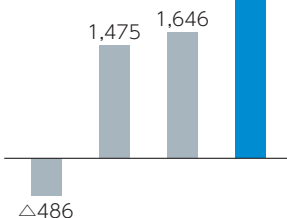
17,279



### セグメント利益

(単位：百万円)

2,794



第68期 第69期 第70期 第71期

第68期 第69期 第70期 第71期

世界的な旅行需要の回復、拡大に伴うカジノホテルの活況を背景として、同ホテルでの設備投資需要が拡大するとともに、当上半期まで続いた部材の入手難も当下半年にはほぼ解消したことから、主力製品であるカジノゲーム機搭載用の紙幣識別機ユニットやプリンターユニットの販売が増加いたしました。その結果セグメント売上高は増加となりました。利益面では、部材、原材料価格の上昇による製品価格の改定が浸透したこともあり、セグメント利益も増加となりました。

(注) △は損失を示しております。

## 海外コマース

売上高  
構成比

18.7%



紙幣還流ユニット  
MRX

売上高 **5,915** 百万円

前期比 **32.3%増**

セグメント利益 **△175** 百万円

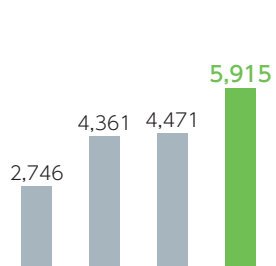
前期 **37百万円の利益**

### 売上高

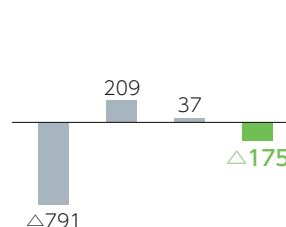
(単位：百万円)

### セグメント利益

(単位：百万円)



第68期 第69期 第70期 第71期

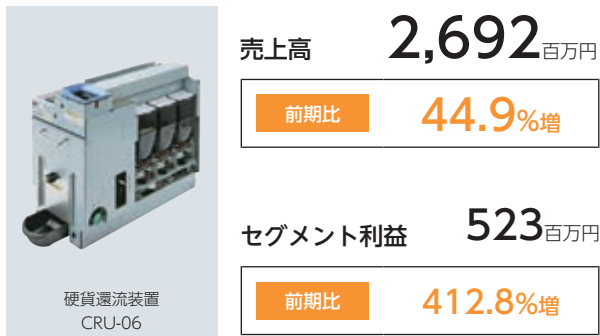


第68期 第69期 第70期 第71期

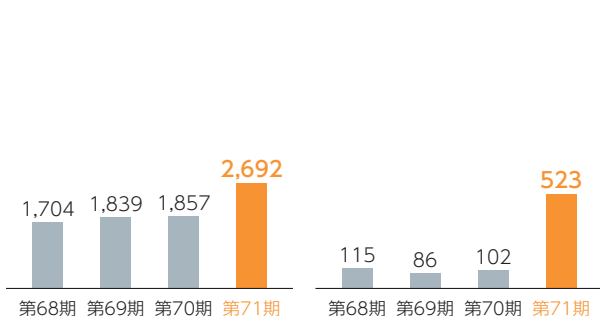
コロナ禍後のスタンダードとなった非接触・非対面決済に向けたセルフレジ精算機に搭載する紙幣還流ユニットの販売が増加したことなどにより、セグメント売上高は増加となりました。その一方で、利益面では、部材価格の高騰に加え、グローバルゲーミングセグメントとは異なり、部材価格の上昇分の製品価格への浸透が円滑に進まなかったこともあり、セグメント損失を計上いたしました。

## 国内コマーシャル

売上高 構成 8.5%



売上高 (単位: 百万円)      セグメント利益 (単位: 百万円)

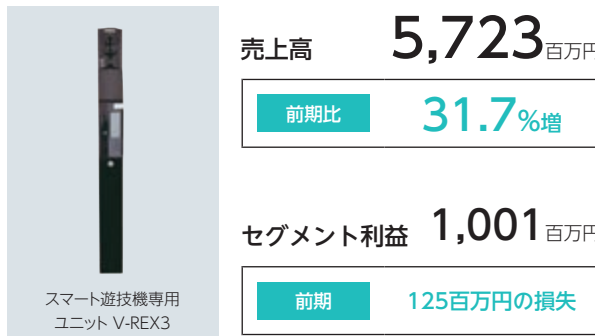


国内コマーシャル向けは用途を絞り込んだ活動を行っており、セルフガソリンスタンド精算機、飲食店券売機向けの紙幣還流ユニットや、バス運賃箱向けの紙幣識別機ユニットの販売が堅調に推移したことに加えて、紙幣の改刷に伴う紙幣鑑別機ユニット等の当社製品の更新需要が当下半期より増加したことなどから、セグメント売上高、セグメント利益ともに増加となりました。

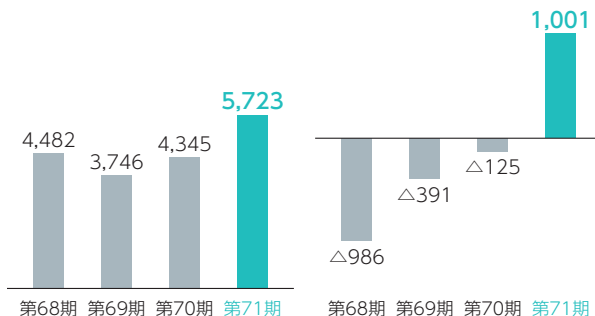
(注) △は損失を示しております。

## 遊技場向機器

売上高 構成 18.1%



売上高 (単位: 百万円)      セグメント利益 (単位: 百万円)



パチンコホールにおいてスマート遊技機の導入が本格化したことから、そのために必要となる専用ユニットを中心とした周辺機器の販売や設置工事が大幅に増加し、セグメント売上高は増加となりました。スマート遊技機専用ユニットは、従来の玉貸機やメダル貸機とは異なり、廉価での販売がほとんどなかったことから、セグメント利益についても大幅な増加となりました。



## ②設備投資の状況

当期の設備投資の総額は、1,035百万円であります。  
その主な内容は、生産用金型414百万円であります。

## ③資金調達の状況

当社は、開発及び設備投資資金等の中長期的な資金の確保を目的として、2024年3月に株式会社りそな銀行を引受先とする第2回銀行保証付私募債（無担保社債）40億円を発行いたしました。また、主要取引金融機関より総額33億円の長期借入を実行いたしました。

## ④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2023年10月1日をもって、連結子会社JCMシステムズ株式会社の遊技場向機器販売事業及び同社の完全子会社であったJCMメイホウ株式会社株式の保有による同社事業活動の管理事業を吸収分割により承継いたしました。

## ⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。



## (2) 財産及び損益の状況の推移

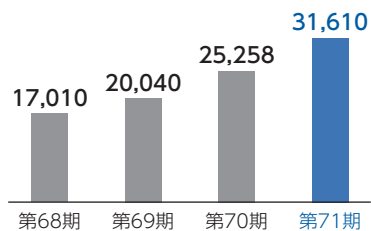
区 分	第68期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第69期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第70期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第71期(当期) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売 上 高(百万円)	17,010	20,040	25,258	31,610
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )(百万円)	△2,902	1,384	1,267	3,568
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△7,558	605	3,146	3,281
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△254円83銭	20円41銭	106円24銭	112円59銭
総 資 産(百万円)	31,772	33,144	38,816	47,698
純 資 産(百万円)	22,113	23,169	27,163	28,655

- (注) 1. △は損失を示しております。  
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(ご参考)

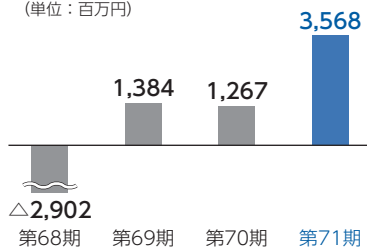
### 売上高

(単位：百万円)



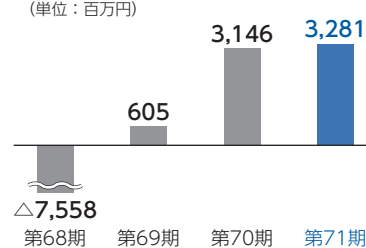
### 経常利益又は経常損失 (△)

(単位：百万円)



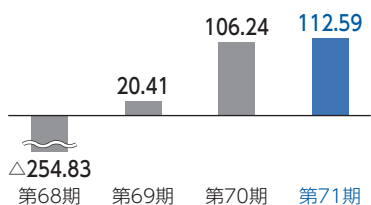
### 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)

(単位：百万円)



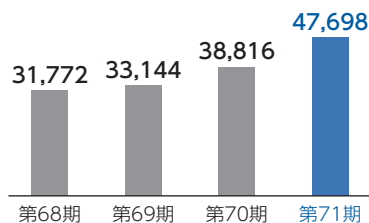
### 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)

(単位：円)



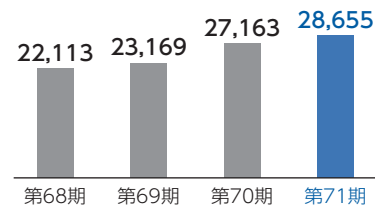
### 総資産

(単位：百万円)



### 純資産

(単位：百万円)



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
JCMシステムズ株式会社	100,000 千円	100.0 %	遊技場向機器等の設置工事、保守
JCMメイホウ株式会社	50,000 千円	100.0	遊技機等の販売
JCM AMERICAN CORP.	7,200 千米ドル	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM INNOVATION CORP.	1 千米ドル	(100.0)	プリンターユニットの製造・販売 事業の管理
JCM COMMERCE MECHATRONICS, INC.	500 千米ドル	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM COMERCIO MECATRONICA BRASIL LTDA	8,400 千リアル	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM EUROPE GMBH.	1,650 千ユーロ	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM EUROPE (UK) LTD.	127 千ポンド	(100.0)	貨幣処理機器等の販売 プリンターユニットの販売・修理
JCM GOLD (H.K.) LTD.	17,500 千香港ドル	100.0	貨幣処理機器等の製造
SHAFTY CO.,LTD.	7,500 千香港ドル	100.0	関係会社への不動産の賃貸
JCM CHINA CO., LTD.	500 千人民元	(100.0)	貨幣処理機器等の製造支援
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	5,000 千タイバツ	100.0	ソフトウェアの開発
J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING(PHILIPPINES)INC.	154,400 千フィリピンバ	100.0	貨幣処理機器等の製造

(注) 1. 当期末における当社の連結子会社は上記を含む17社であります。  
2. 当社の議決権比率欄の( )内は、当社子会社による間接所有であります。

#### ③その他

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境については、雇用や所得環境の改善など世界各地での景気回復への期待が高まる一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や中東地域をめぐる情勢の悪化、資源・原材料価格の高止まり、円安の継続など依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループの関連業界においては、前期当初まで継続した半導体を中心とした部材の調達難はほぼ解消しており、各市場での顧客における景況感はおおむね良好であり、設備投資意欲も引き続き旺盛であることから、当社の事業活動は堅調に推移するものと思われま

す。このような状況の中、ゲーミング市場においては、従前からのカジノゲーム機搭載用のユニット製品に留まらず、カジノホールの省力化や運営の自動化に資するシステム製品など、取扱製品の多様化を図ることで、売り上げ規模及び市場シェアの拡大に努めます。コマーシャル市場においては、新たな用途に向けた新製品の本格的な市場投入に加えて、北米地域と中南米地域を中心に新たな販売地域や市場の顧客における潜在ニーズの発掘に注力することで、同市場での一層の売り上げ規模の拡大を図るとともに、遊技場向機器市場においては、スマート遊技機の普及拡大は次期も継続することが予想されることから、スマート遊技機専用ユニットの拡販に努めてまいります。

その他、主力のゲーミング事業をはじめ、各事業における今後の事業環境の変化に合わせた新製品の開発やマーケティング活動の実施により、当社製品のさらなる市場シェアの拡大を図ることに加え、将来的なキャッシュレス社会の到来に備えた新たな事業領域への展開のための先行投資を進めるなど、当社グループのさらなる成長を目指します。

また、コロナ禍以降、製品の販売量は順調に回復した一方で、販売量を超える在庫の増加により営業キャッシュ・フローのマイナスや外部借入金の増加が見られるため、今後の製品需要を精査し、地政学的リスクにも配慮したグローバルな視点での生産、販売、在庫の各工程の管理精度を高めることで業務効率の向上を図りつつ、キャッシュ・フローの改善にも取り組んでまいります。

さらに、サステナビリティ課題として、環境面ではCO2排出量の削減を通じた気候変動リスクや機会への対応を進めるとともに、人的資本の面では多様な人材の活躍を推進する環境の整備や従業員エンゲージメントの強化等により、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

なお、本年5月に公表した次期（2025年3月期）の連結業績予想数値が、現在進行中である中期経営計画「JCM Global Vision 2032」の最終年度（2026年3月期）の数値目標を既に上回る状況にあることから、現在、当該中期経営計画の見直し、あるいはローリングによる更新の検討を進めており、新たな目標数値を策定次第、速やかに公表いたします。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

主要製品	製品細目等	用途等
貨幣処理機器 ※該当セグメント ・グローバル ゲーミング ・海外コマース ・国内コマース	紙幣識別機ユニット	ゲーム機、自動販売機等の紙幣受取部として使用されます。
	紙幣還流ユニット	紙幣の受取りと払出しを行い、受取った紙幣を一時保管した後、釣銭等として払い出す（還流）ことが可能な装置であり、ATM端末等で使用されます。
	プリンターユニット	主にカジノのスロットマシンに搭載するプリンターとして使用されます。
	自動納金機	異金種が混在している貨幣の金種を選別し、枚数を計数した上で保管する装置で、タクシー営業所等で使用されます。
	入出金機・釣銭機	スーパーマーケット等、来店客との金銭授受の頻度が高く、また、金銭管理の正確化・効率化を必要とする場所で使用されます。
	紙幣鑑別機	金融機関の外国為替窓口等で紙幣の真偽鑑別手段として使用されます。
	OEM端末機	他社に対してOEM供給する製品であります。
遊技場向機器 ※該当セグメント ・遊技場向機器	メダル自動補給システム	パチンコ店のパチスロ機等に不足するメダルを補給し、また、オーバーフローしたメダルを自動的に回収、洗浄する装置であります。
	紙幣搬送システム	パチンコ店にて遊技客が玉及びメダル貸機に挿入した紙幣をパチンコホール島端に設置した金庫に搬送するシステムであります。
	玉貸機・メダル貸機	パチンコ店にて遊技客がパチスロ機及びパチンコ機で遊技を実施する際に、玉及びメダルの貸出しを管理する装置であります。
	スマート遊技機専用ユニット	パチンコ店にて遊技客がスマートパチスロ機及びスマートパチンコ機で遊技を実施する際に、玉及び電子メダルの貸出しを管理する装置であります。
	景品POSシステム	パチンコ店のカウンターに設置され、遊技客が獲得した玉及びメダルの景品交換と、景品在庫を管理するシステムであります。
	パチスロ機・パチンコ機	パチンコ店にて遊技機として使用されます。
	貨幣払出機	景品交換所にて金額に応じた貨幣を払い出す目的で使用されます。
環境関連機器	パチンコ店等で空気清浄用に使われます。	

(注) 各事業セグメントにおいて取り扱う製品の多くが重複していることから、本表については従来どおり主要製品ごとに表記を行っております。なお、該当セグメントは各主要製品を取り扱う事業セグメントを表しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
日本金銭機械株式会社 (当社)	本社	大阪市浪速区
	東京本社	東京都中央区
	長浜工場	滋賀県長浜市
JCMシステムズ株式会社	本社	大阪市平野区
JCMメイホウ株式会社	本社	東京都中央区
JCM AMERICAN CORP.	本社	米国 ネバダ州
JCM INNOVATION CORP.	本社	米国 ネバダ州
JCM COMMERCE MECHATRONICS, INC.	本社	米国 イリノイ州
JCM COMERCIO MECATRONICA BRASIL LTDA	本社	ブラジル サンパウロ市
JCM EUROPE GMBH.	本社	ドイツ デュッセルドルフ市
JCM EUROPE (UK) LTD.	本社	英国 ミルトンキーンズ市
JCM GOLD (H.K.) LTD.	本社	香港
SHAFTY CO.,LTD.	本社	香港
JCM CHINA CO., LTD.	本社	中国 広東省
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	本社	タイ バンコク市
J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING(PHILIPPINES)INC.	本社	フィリピン ラグナ州

(注) JCMシステムズ株式会社の登記上の本店は大阪市浪速区であります。

**(7) 従業員の状況** (2024年3月31日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

従業員数	前期末比増減
564 名	38 名増

- (注) 1. 上記には準社員137名(期中平均)は含んでおりません。  
2. 事業のセグメント別に従業員数を区分することは困難なため区分しておりません。

**② 当社の従業員の状況**

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
253 名	35 名増	42.7 歳	15.5 年

- (注) 上記には派遣出向社員46名及び準社員88名(期中平均)は含んでおりません。

**(8) 主要な借入先の状況** (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,250 百万円
株式会社南都銀行	1,050
三井住友信託銀行株式会社	500

- (注) 上記借入額のほか、以下のとおり私募債(社債)の残高があります。  
株式会社りそな銀行 6,000百万円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

①発行可能株式総数	118,000,000株
②発行済株式の総数	29,672,651株
③株主数	18,104名
④大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
上東興産株式会社	4,661,713 株	16.57 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,200,000	7.82
上東 洋次郎	1,458,283	5.18
上東 宏一郎	1,217,246	4.33
上東 好子	638,600	2.27
株式会社りそな銀行	563,343	2.00
株式会社三井住友銀行	503,724	1.79
トーターエンジニアリング株式会社	432,474	1.54
日本生命保険相互会社	403,226	1.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	329,000	1.17

(注) 1. 当社は自己株式を1,535,927株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

### ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（代表取締役社長及び社外取締役を除く）	3,000 株	3 名



## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2024年3月31日現在)  
該当事項はありません。
- ② 当期中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上 東 洋次郎	上東興産株式会社 代表取締役
常務取締役	高 垣 豪	上席執行役員 経営企画本部長
取締役	井 内 良 洋	上席執行役員 グローバル統轄本部長 兼 営業管掌
取締役	中 谷 議 人	上席執行役員 生産本部長 兼 生産管掌
取締役	今 井 崇 智	上席執行役員 JCM AMERICAN CORP. 代表取締役 兼 経営企画本部副本部長 兼 グローバル統轄本部副本部長 兼 グローバルファイナンス管掌
取締役 (社外取締役)	吉 川 興 治	弁護士 (馬場法律事務所) NCS&A株式会社 社外監査役
取締役 (社外取締役)	猿 渡 辰 彦	株式会社ノリタケカンパニーリミテド 社外取締役 (監査等委員)
常勤監査役	寺 岡 路 正	
監査役 (社外監査役)	森 本 宏	弁護士 (弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所 グループCEO) 岩井コスモホールディングス株式会社 社外監査役
監査役 (社外監査役)	佐 藤 陽 子	公認会計士 (公認会計士佐藤陽子事務所所長) トーカロ株式会社 社外取締役 山陽電気鉄道株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 吉川興治及び取締役 猿渡辰彦の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役 森本宏及び監査役 佐藤陽子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役 佐藤陽子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、取締役 吉川興治、取締役 猿渡辰彦、監査役 森本宏及び監査役 佐藤陽子の4氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は13名で構成されており、取締役を兼務していない執行役員は次の9名であります。

氏名	主要な担当業務
上野光宏	上席執行役員 JCM EUROPE GMBH. 代表取締役
藤原靖之	上席執行役員 J-CASH MACHINE(THAILAND)CO.,LTD. 代表取締役 研究開発本部長 兼 開発管掌
長谷川 誠	執行役員 JCM COMMERCE MECHATRONICS INC. 代表取締役
山崎 統司	執行役員 JCM COMMERCE MECHATRONICS INC. 取締役
神野紀行	執行役員 研究開発本部副本部長
中武一男	執行役員 JCMシステムズ株式会社 代表取締役
小野村 昌人	執行役員 品質本部長 兼 品質管掌
神崎 祐治	執行役員 J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING(PHILIPPINES)INC. 代表取締役
菱 沼 靖	執行役員 グローバル統轄本部副本部長

## ②当期中に退任又は辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

## ③役員等賠償責任保険契約の内容と概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員（取締役及び監査役）及び国内外子会社役員（取締役及び監査役等）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が被る損害（個人として負担する損害賠償金及び訴訟費用（弁護士費用等））が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の適性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因して生じた損害、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### ④取締役及び監査役の報酬等

##### イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬諮問委員会へ諮問の上、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定にかかる基本方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が最大限尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にかかる基本方針等の内容は次のとおりです。

#### 基本方針

成長戦略の着実な遂行についてのコミットメントを明確にし、短期的な業績だけでなく、中・長期的かつ持続的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能し、また株主と利益意識を共有した株主重視の視点を取り入れた報酬制度とする。

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、短期業績連動報酬である「賞与」及び中長期業績連動報酬である「株式報酬」で構成する。

「基本報酬」は、役位に応じて月次に支給する固定報酬であり、一定の範囲で各役員の業績評価を反映できるものとする。

「賞与」は、事業年度ごとの連結当期純利益の達成度合いに加えて、経営基盤強化等の定性的な要素にも鑑みて、年次に支給する業績連動報酬であり、年1回任期の満了する定時株主総会開催日の翌日に支給する。

「株式報酬」は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、役位に応じて社外取締役を除く取締役に対して、一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を交付する。

## (報酬構成及び算定方法の概要等)

報酬等の種類		業績評価指数 (KPI)	算定方法他	算定方法の概要
金銭報酬	固定	—	報酬額	【基本報酬限度額】取締役の基本報酬限度額は、年額180百万円以内（短期業績連動報酬を含む）（注3）とする。（使用人分給与は含まない。）
			各対象取締役への支給額の算定方法	【一人当たり】月額1,500千円を基準とし、以下の係数を乗じて個別報酬の金額を算出し、決定した金額を毎月支給する。 ①取締役 評価に応じて基本報酬基準額の100～130%の範囲内とする。 ②役付取締役（会長・社長・常務） 役位・評価・成果に応じて基本報酬基準額の150%～250%の範囲とする。
金銭報酬	変動	親会社株主に 帰属する 当期純利益 (注2)	報酬額	【報酬額】固定基本報酬の概ね30～40%の範囲とする。
			支給条件	各事業年度の当期純利益が出た場合に支給し、損失の場合には支給しない。
			各対象取締役への支給額の算定方法	【支給総額の上限】親会社株主に帰属する当期純利益の1～2%の範囲内とする。 【個人別配分】業績寄与度の評価に応じて、固定基本報酬総額の個人割合を基準とし、かつ±30%の範囲内で算出する。
非金銭報酬	—	—	報酬額	【報酬限度額】年額70百万円以内（注4）とする。
			各対象取締役への支給額の算定方法	【支給総額の上限】固定基本報酬の概ね10%相当とする。 役位に応じて一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を支給する。

- (注) 1. 短期業績連動報酬及び中長期業績連動報酬の支給対象は、社外取締役を除く取締役としております。
2. 短期業績連動報酬に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該指標の選定理由は取締役の報酬と業績との連動性を高め、株主と利益意識の共有を図るための指標として、当該指標が適切であると判断したものであります。なお、当該指標に係る実績は、連結損益計算書に記載のとおりであります。
3. 2021年6月24日開催の第68期定時株主総会決議により決定しております。
4. 2019年6月26日開催の第66期定時株主総会決議により決定しております。

## □. 当期に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績変動報酬	譲渡制限付 株式報酬
				賞与	
取締役 (うち社外取締役)	7 名 (2)	162 百万円 (16)	123 百万円 (16)	36 百万円 (-)	3 百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	32 (16)	32 (16)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外役員)	10 (4)	194 (33)	155 (33)	36 (-)	3 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第68期定時株主総会（当該株主総会終結時の対象者の員数は6名であります。）において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、そのうち社外取締役の報酬限度額を年額20百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、2019年6月26日開催の第66期定時株主総会（当該株主総会終結時の対象者の員数は7名であります。）において、譲渡制限付株式報酬制度の報酬額として年額70百万円以内と決議いただいております。なお、取締役4名（社外取締役を除く。）に対する賞与支給額は、指名報酬諮問委員会への諮問及び答申を受け、2023年5月23日開催の取締役会において決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第68期定時株主総会（当該株主総会終結時の対象者の員数は3名であります。）において年額45百万円以内と決議いただいております。

## ⑤社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役 吉川興治氏は、弁護士（馬場法律事務所）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、NCS&A株式会社の社外監査役を兼務しており、当社は同社に対し、社内コンピューターシステムの保守管理業務を委託しております。
- 社外取締役 猿渡辰彦氏は、株式会社ノリタケカンパニーリミテドの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と同社との間には特別な関係はありません。なお、同氏は、株式会社ノリタケカンパニーリミテドの社外監査役を2023年6月23日付で退任し、同日付で同社の社外取締役（監査等委員）に就任しております。
- 社外監査役 森本 宏氏は、弁護士（弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO）であり、当社は同法人と顧問契約を締結しております。また、同氏は、岩井コスモホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と同社との間には特別な関係はありません。
- 社外監査役 佐藤陽子氏は、公認会計士（公認会計士佐藤陽子事務所所長）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、トーカロ株式会社、山陽電気鉄道株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と各社との間には特別な関係はありません。

## □. 当期における主な活動状況

### a. 取締役会及び監査役会への出席状況

氏名等	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 吉川興治	18回中18回	100.0 %	—	— %
社外取締役 猿渡辰彦	18回中18回	100.0	—	—
社外監査役 森本宏	18回中18回	100.0	15回中15回	100.0
社外監査役 佐藤陽子	18回中18回	100.0	15回中15回	100.0

### b. 取締役会又は監査役会における発言状況

- ・社外取締役 吉川興治氏は、検察官及び弁護士として長年培ってきた高度な専門的知識に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外取締役 猿渡辰彦氏は、長年にわたる上場企業役員としての会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 森本宏氏は、弁護士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、取締役の業務執行等の適法性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 佐藤陽子氏は、公認会計士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、企業経営の健全性を確保するための助言・提言を行っております。

### c. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

#### ・吉川興治氏

法曹としての経験と専門的知識に基づき、客観的かつ適切なアドバイスを行うことを期待しております。

2014年6月の取締役就任以降、徹底した法令遵守が求められる米国カジノ市場での事業展開に不可欠なコンプライアンス強化、リスク管理を念頭に置いた経営判断や、社内体制の構築、予防的措置の実施等において的確な助言や、具体的手法の提案などを受けております。

・猿渡辰彦氏

上場企業における経営者としての豊富な経験と、技術系を中心に幅広い見識を前提として当社の経営判断についての助言・提言を行うことを期待しております。

2020年6月の取締役就任以降、取締役会への出席に留まらず、同氏の専門分野である技術、開発、品質に関する定例会議にもオブザーバーとして参加するとともに、個別案件の決定においても、必要に応じて助言を受けるなど、多くの案件に関与しております。

・両氏に共通する事項

コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、2021年1月27日に設立しました「指名報酬諮問委員会」の委員として、取締役候補者及び報酬の決定に向けた意見形成に関与することを通じて、経営体制の可視化・健全化に寄与しております。

なお、猿渡辰彦氏は、当委員会の委員長を務めております。

#### 八. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

①名称 E Y 新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

- (注) 1. JCM AMERICAN CORP.、JCM EUROPE GMBH.、JCM GOLD (H.K.) LTD.、J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING (PHILIPPINES)INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。



3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ③非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### ⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### ⑥会計監査人が過去2年間に業務の停止処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

該当事項はありません。

## (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、利益配分に関する基本方針として、成長戦略の実現による利益の拡大を通じた配当額の増加と、株主の皆様への利益還元である配当の安定的な実施という両面を勘案し、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することとしております。

当期の利益還元につきましては、上記方針に基づく利益配当に加え、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、総額1,966百万円の自己株式の取得を行いました。

また、利益配当金の決定に当たっては、為替差損益等の一過性の利益変動要因については除外し、かつ、自己株式取得等の他の株主還元策の状況を総合的に勘案して決定することといたしました。

以上により当期の期末配当金につきましては、従前の予想どおり1株につき19円とし、中間配当金と合わせて年間26円といたしました。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

### ①基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの企業価値の源泉は、永年にわたって培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めることにあります。

このような当社の企業価値の源泉を理解せず、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買収に対しては、当社は必要かつ相当な対応策を講じることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## ②基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴ある事業展開を行っております。

当社はこれら特徴ある事業を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、時代のニーズに応じた社会環境やセキュリティ体制作りに寄与しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

また、株主の皆様への利益還元につきましては、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することを方針として掲げており、今後も当該方針に従った利益還元を実施してまいります。

## ③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2023年6月27日開催の第70期定時株主総会において、現在の当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）につき株主の皆様への承認をいただいております。その具体的内容は次のとおりであります。

- イ. 当社株式の保有割合が20%以上となる買付行為を行う買付者等に対し、当該買付け等の実施前に意向表明書を、また、意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様への判断や当社取締役会の意見形成等に必要な情報提供を求める。
- ロ. 当社取締役会は、提供された情報の評価・検討、買付者等との交渉等あるいは当該買付け等に対する意見形成や代替案の策定等を行うための時間的猶予として、内容に応じて60日又は90日の評価期間を設定する。
- ハ. 当社取締役会は、上記評価期間内において買付内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉を行い、株主の皆様へ代替案の提示を行う。評価期間内に本プランの発動又は不発動の決定に至らない場合は最大30日間（初日不算入）評価期間を延長できる。
- ニ. 当社取締役会はその判断の客観性・合理性を担保するため特別委員会を設置し、その勧告を最大限尊重して、最終的な決定を下す。特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、可能な限り最短の期間で株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議する。

ホ. 本プランが発動された場合、新株予約権の無償割当ての方法をとり、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権を割当てる。

ヘ. 新株予約権割当て後、当社は特定大量保有者等、非適格者以外の者の有する未行使の新株予約権を全て取得し、これと引換えに本新株予約権1個に当社普通株式1株を交付する。

#### ④上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保しようとするものであり、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、i. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足すること、ii. 株主意思を重視するものであること（有効期間は2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります）、iii. 合理的かつ客観的な発動事由が設定されていること、iv. 特別委員会を設置していること、v. デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### 事業報告の表示について

本事業報告の金額、比率及び株式数の表示方法は、次のとおりであります。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 売上高及び利益の増減率、当社の重要な子会社に対する議決権比率、従業員の平均年齢及び平均勤続年数並びに取締役及び監査役の実任取締役及び監査役会への出席率は、四捨五入により小数点第1位まで、大株主の持株比率は四捨五入により小数点第2位まで表示しております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>40,143,568</b>
現金及び預金	12,522,582
受取手形、売掛金及び契約資産	6,575,455
電子記録債権	481,028
有価証券	58,404
商品及び製品	12,209,054
仕掛品	1,195,138
原材料及び貯蔵品	6,159,975
その他の流動資産	1,135,852
貸倒引当金	△193,922
<b>固定資産</b>	<b>7,431,539</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,950,375</b>
建物及び構築物	1,307,940
機械装置及び運搬具	112,247
土地	1,524,397
リース資産	6,872
その他の有形固定資産	998,917
<b>無形固定資産</b>	<b>219,772</b>
ソフトウェア	48,075
ソフトウェア仮勘定	3,266
その他の無形固定資産	168,429
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,261,392</b>
投資有価証券	1,010,160
退職給付に係る資産	745,251
繰延税金資産	1,078,961
その他の投資等	499,629
貸倒引当金	△72,611
<b>繰延資産</b>	<b>123,098</b>
社債発行費	123,098
<b>資産合計</b>	<b>47,698,207</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>9,260,718</b>
支払手形及び買掛金	4,583,516
1年以内返済予定の長期借入金	1,260,000
リース債務	105,242
未払法人税等	392,121
賞与引当金	366,624
役員賞与引当金	36,000
その他の流動負債	2,517,213
<b>固定負債</b>	<b>9,782,017</b>
社債	6,000,000
長期借入金	3,540,000
リース債務	189,215
その他の固定負債	52,802
<b>負債合計</b>	<b>19,042,736</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>27,202,141</b>
資本金	2,220,316
資本剰余金	2,764,839
利益剰余金	24,570,828
自己株式	△2,353,842
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,453,328</b>
その他有価証券評価差額金	287,152
為替換算調整勘定	1,166,175
<b>純資産合計</b>	<b>28,655,470</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>47,698,207</b>

# 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	31,610,569
売上原価	19,422,282
売上総利益	12,188,287
販売費及び一般管理費	9,349,092
営業利益	2,839,195
営業外収益	
受取利息	19,254
受取配当金	40,056
為替差益	810,146
その他	183,658
	1,053,115
営業外費用	
支払利息	30,240
社債発行費	8,160
持分法による投資損失	275,708
その他	10,165
	324,275
経常利益	3,568,035
特別利益	
固定資産売却益	2,984
投資有価証券売却益	65,563
	68,548
特別損失	
固定資産除却損	2,133
	2,133
税金等調整前当期純利益	3,634,449
法人税、住民税及び事業税	819,494
法人税等調整額	△466,973
	352,521
当期純利益	3,281,928
親会社株主に帰属する当期純利益	3,281,928

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>22,957,497</b>
現金及び預金	7,390,902
受取手形	469,443
電子記録債権	386,614
売掛金	2,534,364
商品及び製品	1,607,519
仕掛品	1,171,166
原材料及び貯蔵品	4,738,478
前払費用	115,293
未収入金	676,718
関係会社短期貸付金	3,936,920
その他の流動資産	50,543
貸倒引当金	△120,468
<b>固定資産</b>	<b>8,717,537</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,245,993</b>
建物	958,778
構築物	0
機械及び装置	189
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	855,610
リース資産	6,872
土地	1,389,356
建設仮勘定	35,185
<b>無形固定資産</b>	<b>22,939</b>
ソフトウェア	19,472
ソフトウェア仮勘定	3,266
その他の無形固定資産	200
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,448,604</b>
投資有価証券	979,759
関係会社株式	1,711,347
出資	14,920
関係会社出資金	606,224
会員金	52,310
前払年金費用	728,126
関係会社長期貸付金	1,397,058
繰延税金資産	284,820
その他の投資等	178,215
貸倒引当金	△504,176
<b>繰延資産</b>	<b>123,098</b>
社債発行費	123,098
<b>資産合計</b>	<b>31,798,133</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>4,470,511</b>
支払手形	14,150
買掛金	2,046,688
1年内返済予定の長期借入金	1,260,000
リース債務	3,551
未払金	528,927
未払法人税等	81,545
未払費用	117,447
前受金	40,500
賞与引当金	318,504
役員賞与引当金	36,000
その他の流動負債	23,196
<b>固定負債</b>	<b>9,593,008</b>
社債	6,000,000
長期借入金	3,540,000
リース債務	8,237
その他の固定負債	44,770
<b>負債合計</b>	<b>14,063,520</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>17,447,488</b>
資本	2,220,316
資本剰余金	2,764,839
資本準備金	2,067,276
その他資本剰余金	697,562
<b>利益剰余金</b>	<b>14,816,175</b>
利益準備金	274,318
その他利益剰余金	14,541,856
別途積立金	11,234,761
繰越利益剰余金	3,307,095
<b>自己株式</b>	<b>△2,353,842</b>
評価・換算差額等	287,124
その他有価証券評価差額金	287,124
<b>純資産合計</b>	<b>17,734,613</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>31,798,133</b>

# 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
商 品 及 び 製 品 売 上 高	8,317,561	
役 務 収 入	2,931,426	11,248,987
売上原価		6,982,318
売 上 総 利 益		4,266,668
販売費及び一般管理費		3,442,136
営 業 利 益		824,532
営業外収益		
受 取 利 息	353,414	
受 取 配 当 金	581,815	
業 務 受 託 料	193,837	
受 取 賃 貸 料	22,200	
為 替 差 益	900,294	
雑 収 入	112,108	2,163,669
営業外費用		
支 払 利 息	11,555	
社 債 利 息	10,829	
業 務 受 託 原 価	187,967	
賃 貸 受 取 原 価	22,200	
貸 倒 引 当 金 繰 入	451,906	
雑 損 失	6,207	
そ の 他	8,160	698,826
経 常 利 益		2,289,375
特別利益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	647,789	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	65,407	713,196
特別損失		
固 定 資 産 除 却 損	2,133	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	57,770	
製 品 売 却 益 修 正 損	7,248	67,152
税 引 前 当 期 純 利 益		2,935,420
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	187,410	
法 人 税 等 調 整 額	△409,672	△222,262
当 期 純 利 益		3,157,682



## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社  
取締役会 御中

2024年5月20日

E Y新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直孝  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高井 大基  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金銭機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社  
取締役会 御中

2024年5月20日

E Y 新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直孝  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高井 大基  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

日本金銭機械株式会社 監査役会

常勤監査役 寺岡 路正 ㊟

監査役(社外監査役) 森本 宏 ㊟

監査役(社外監査役) 佐藤 陽子 ㊟

以上

## 【海外コマース市場】新製品 卓上型釣銭機 “RCR”を発売

この度、当社は、海外市場において業界最小クラスのサイズでありながら、釣銭金の補充回数を大幅に削減することが可能な大容量収納庫を搭載した卓上型釣銭機「RCR (Retail Cash Recycler)」の販売を開始いたしました。本製品は、釣銭金の受け渡し作業を自動化することにより、ヒューマンエラーによる現金違算をゼロにすることに加え、各ユニットごとに施錠機能を付加するなど、高いセキュリティ性を備えることで、釣銭準備にかかる時間を削減する残置運用（前日に釣銭準備金を本体に残置し、翌日そのまま残置した釣銭準備金を使用する）にも対応しております。これにより、商業店舗における現金管理業務の効率化・省力化に貢献する製品であります。

また、本年1月に米国・ニューヨークで開催された世界最大規模の小売業界に関する展示会「NRF2024」にて本製品を出展し、多くの商談機会を得ることが出来ました。今後、シンガポール、ブラジル、メキシコ、タイ等、多数の展示会に出展を予定しており、世界各地域において当社製品のさらなるシェア拡大を図るための積極的な販売活動を実施してまいります。



RCR - Retail Cash Recycler  
左：RCR-C(Coin) 右:RCR-B (Bill)



メキシコのカフェにて導入開始

YouTube

Automated Cash Register "RCR"

※海外向け製品のため、言語は英語になっております。



POSシステムと連動させた本製品の設置例

## 【国内コマース市場】新製品を続々市場導入開始

当社は、さらなる市場シェア拡大に向けて、予てより、新製品・次世代製品の開発に注力しており、この度、新たに3製品を上市予定であります。

本年3月に開催された国内の流通情報システム総合展「リテールテックJAPAN」では、主に駐車場精算機等の交通市場や飲食店券売機等の流通市場向けに「VEGA-PRO（紙幣識別機ユニット）」「AD-XRシリーズ（紙幣還流ユニット）」「AD-3RB（脱着式回収庫付紙幣還流ユニット）」、新たな市場開拓に向け、現在開発中である次世代製品「ALTASIA∞（軽量物搬送システム）」を出展いたしました。これらは、国内コマース事業の次の柱となる期待の製品であり、今後も、新製品の開発や新技術の創出に一層努めてまいります。



リテールテックJAPAN (2024年3月12日～15日)

## 【グローバルゲーミング市場】 ICB ASAP が G2E で”最も革新的な新技術”に2年連続で選出

G2E (Global Gaming Expo) は毎年10月に米国・ラスベガスで開催されるカジノ・ゲーミング業界最大の展示会であり、当社グループも毎年出展しており、今回出展した製品“ICB ASAP”が、“最も革新的な新技術”に2年連続で選出されました。これは来場者数約2万5千人の内、主にカジノオペレーターを中心に投票した結果によるもので、業界においても大変注目を浴びている製品であり、すでにミシガン州のカジノホールにてトライアルを実施しております。本製品はカジノホールの現金回収業務を自動化することにより、省力化や運用セキュリティを大幅に向上させることが可能な製品となっております。

今後も当社がこれまで培った識鑑別技術をはじめとする様々な技術を結集させ、新たな領域への展開を進めてまいります。



ICB ASAP - Intelligent Cash Box with Automated Secure Asset Processing

YouTube

ICB ASAP





# 株主総会会場ご案内図



## 交通のご案内

- ▶ 南海電鉄 なんば駅 中央口・南口直結
- ▶ 地下鉄 なんば駅 南南改札口より徒歩約2分

※本会場には駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

- 当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使いただけますので、是非ご活用ください。
- 当社は、本定時株主総会については、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

